

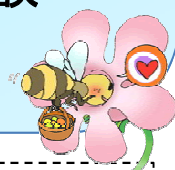


花粉交配用のミツバチを販売・貸出される方、
趣味的養蜂家等に蜜蜂を販売される方は、

- ・ 飼養管理の注意事項とともに、
- ・ 使用後の返却または処理方法等、

次の事項について、販売・貸出先にお伝え下さい。

- ・ 養蜂振興法、北海道蜜蜂転飼条例ほか、関係法令を遵守すること。
- ・ 花粉交配用に使用した蜜蜂は、養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず適切に処置すること。
- ・ 花粉交配用以外で蜂群を設置しようとする場合、もしくは花粉交配の時期を超えて蜜蜂飼育を行う場合は、地区で開催される調整会議で既存の養蜂家との調整を行うこと。
- ・ 適切な衛生管理を行うこと。
- ・ 蜂群に異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所に相談すること。



(注)花粉交配用に使用する時期だけミツバチ飼育をする方※の届出は不要です。
※花粉交配に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。

○ 花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。必ず、適切に処置してください。

〔 飼養管理の注意事項を守って下さい。
使用後の返却方法、または、処理方法を確認して下さい。 〕

○ 異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

相 談 窓 口

まずは、お住まいの地域を管轄する振興局に、ご相談ください。
オホーツク総合振興局産業振興部農務課畜産係 0152-41-0665